



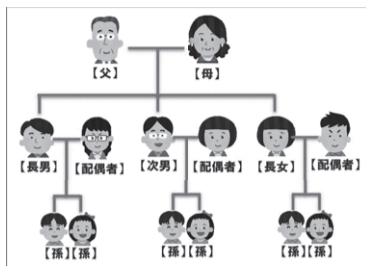
ドクターのための 税負担を最小にする! 「最適贈与額」の考え方③

ファイナンシャルプランナー有資格者 佐藤 喜博

前回、お伝えした暦年贈与の検討パターンをふりかえます。

70 歳のご夫婦の財産総額は 6 億円、3 人の子供夫婦それぞれに 2 人ずつ孫がいます。贈与期間は 8 年と設定しました。

- ①子 3 人に贈与を検討した場合
- ②子 3 人と孫 6 人に贈与を検討した場合
- ③子 3 人と孫 6 人と子の配偶者 3 人に贈与を検討した場合



- ◎ この記事はこのような方におすすめです
 - ✓ 令和 5 年税制改正をまだご存じない方
 - ✓ すでに暦年贈与を実行されている方
 - ✓ 相続税を心配されている方
 - ✓ 最適贈与額を知りたい方

相続対策は事前の準備計画と定期メンテナンスが重要 その対策効果は 8,207 万円

この記事を読まれている方のご年収で対策効果の 8,207 万円を割ると何年分のご年収になるでしょうか。もしくは、頭の中で思い浮かべる相続税を払うお子様等相続人のご年収で何年分のご年収になるでしょうか。

法人税、所得税を気にされる方は多いですが、巧妙に考えられた税制を学ばば学ぶほど、この人生最後の相続税をおさえずしてタックスコントロールとはいえないと計算するたびに実感させられます。

このチガイを生むチガイは、事前に準備・計画しているか、そして相談相手がいるかだけの差です。

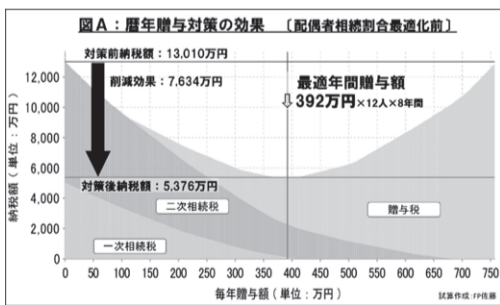
生前贈与パターン別 対策効果比較				
項目	対策前	① 3人×710万円 =年間 2,130万円	② 9人×410万円 =年間 3,690万円	③ 12人×350万円 =年間 4,200万円
8年間の生前贈与合計		1億 7,040万円	2億 9,520万円	3億 3,600万円
納税額合計	1億 3,010万円	8,187万円	5,554万円	4,803万円
対策前差額	-	▲4,823万円	▲7,456万円	▲8,207万円

前号でご覧頂いた最適年間贈与額をグラフを使ってポイントをご案内します。

一次相続・二次相続・贈与税の関係を大枠でおさえることで、3つの税の傾向をつかみ、ご自身の相続対策の再検討や新たな対策の切り口にしていただければと思います。

一次相続税・二次相続税・贈与税 3つの税の関係について大枠をおさえ対策をイメージする

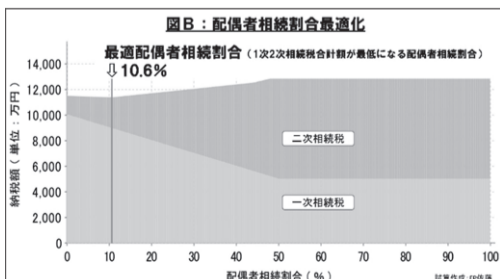
対策効果が最大となった 12 人に 350 万円を 8 年間贈与するケースで見えていきます。



この財産が二次相続税で再度課税されているためです。

・二次相続税は配偶者の税額の軽減と、基礎控除の法定相続人が減ることがグラフのような結果につながります。

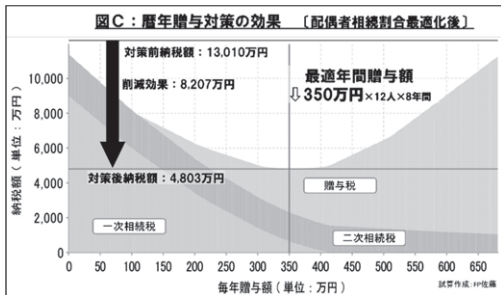
〔図 A のおさえるポイント〕
・暦年贈与 0 円の左端。一次相続税と二次相続税の比率を確認してください。二次相続が意外に大きいことがわかります。これは配偶者が一次相続で法定相続分である 50% を相続しているため、その



場合があるということをおさえてください。

〔図 B のおさえるポイント〕
・配偶者の相続割合が少なければ二次相続の課税額も減ります。しかし、その分一次相続税が増えます。
・ポイントは一次相続時の配偶者相続割合で、一次二次合計の相続税額が変わる場合

(4面からのつづき)



〔図Cのおさえるポイント〕

・図Cは図Bの最適配偶者相続割合10.6%で試算しています。

・図Aと比較し二次相続税の高さがおさえられています。

・最適配偶者相続割合にすることで最適年間贈与額をさ

らに42万円下げられ、贈与税をおさええています。

この一連の試算はあくまでも机上計算ではありますが、事前の準備計画でこれほど納税額に差が出ます。ご興味のある方は下記までお問い合わせください。

※上記は、2023年8月現在の税制・税率に基づき作成しておりますが、あくまでも概要について説明した参考情報(値)であり、その内容の正確性をお約束するものではありません。また、税制・税率は将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署の判断によりますので、お客さまご自身にて所轄の税務署または税理士にご確認ください。